

鹿 児 島 県 公 報

平成26年10月14日（火）第3051号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

収 用 委 員 会 告 示

○収用裁決手続開始の決定

(収用委員会取扱い) 1

収 用 委 員 会 告 示

鹿児島県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により，裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成26年10月14日

鹿児島県収用委員会

1 起業者の名称

奄美市

2 事業の種類

名瀬都市計画道路事業3・5・17号小俣線（鹿児島県奄美市名瀬小俣町1746番地7地先から同市名瀬春日町1410番地1地先まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在，地番，地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		全体の面積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公 簿	実 測	
鹿児島県奄美市名瀬春日町	1730番1	雑種地	宅地	78	355.01	13.26
	不明ただし1730番1又は1730番20	雑種地	宅地	108	110.50	23.25
					内 訳	確定部分 0.00
					不明部分 110.50	不明部分 23.25

4 土地所有者の氏名及び住所

(1) 1730番1の土地所有者の氏名及び住所

沖島幸男

鹿児島県奄美市名瀬真名津町13番34号

上記成年後見人

沖島セツ

鹿児島県奄美市名瀬真名津町13番34号

(2) 1730番20の土地所有者の氏名及び住所

沖島征史

鹿児島県奄美市名瀬平松町268番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名，住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成26年9月30日